

## 別添7 約款の認可申請等の処理について

### 1 認可の処理について

貨物利用運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第20号）第12条及び第24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。

運賃及び料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該利用運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。

審査に当たっては、当該貨物利用運送事業に係る各運送機関の特性に配慮すること。また、宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

### 2 標準約款との関係

国土交通大臣が法第8条第3項及び第26条第2項の規定に基づき標準利用運送約款を定めて公示したときは、貨物利用運送事業者は認可を受けないでこれと同一の約款を定めることができる。